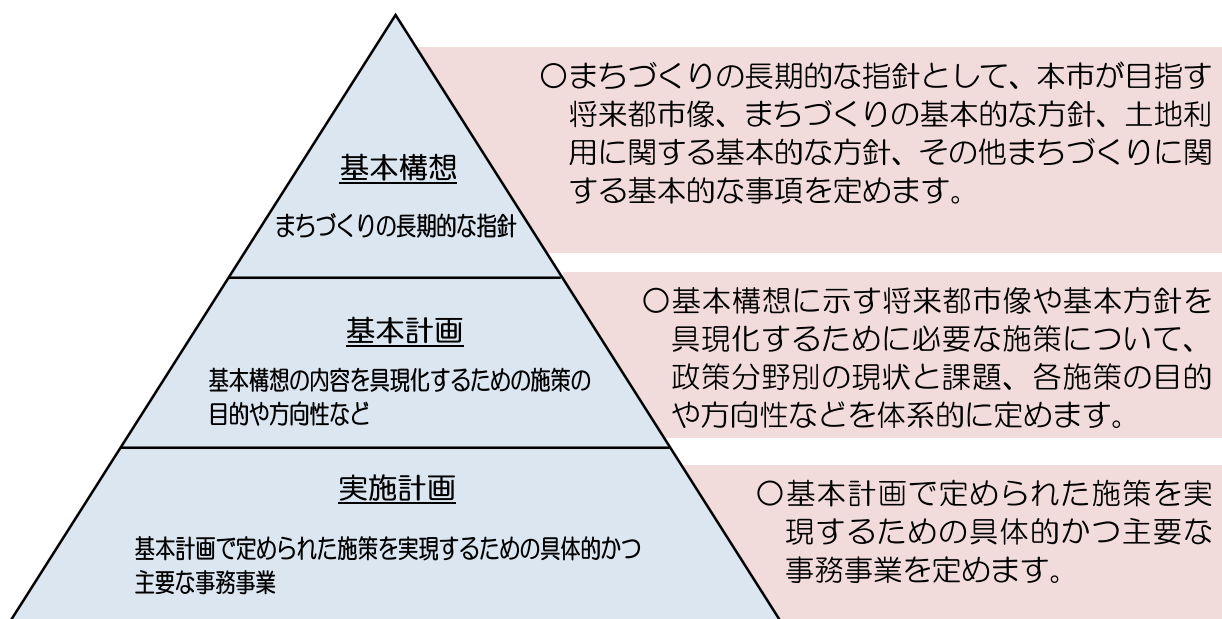


第1章 総合計画の構成・期間

第1節 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。



第2節 総合計画の期間

基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の期間である10年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。

なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、実施計画に委ねるものとします。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想 平成28年度から令和7年度までの10年間									
基本計画	第3次5か年計画 平成28年度から令和2年度までの5年間					第4次5か年計画 令和3年度から令和7年度までの5年間				

第3節 第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市町村は、まち・ひと・しごと創生法により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や千葉県の地方創生総合戦略を勘案し、地域における『まち・ひと・しごと創生』に関する目標や施策に関する基本方針、具体的な施策を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

『まち・ひと・しごと創生』とは、以下を一体的に推進することです。

まち…国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

本市においても、平成28年1月に「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

第3次5か年計画と総合戦略は、策定期間及びその取組期間が異なっていたため、個別に策定していましたが、第4次5か年計画の策定に当たっては、取組期間を統一することで、これらを一体として策定します。

なお、総合戦略は、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの4つを柱とし、この柱に即した基本目標と施策で構成することとなっています。

〔総合戦略施策体系（イメージ）〕

